

お知らせ

4月から9月に 新規の要介護認定を申請した人へ

■高齢者介護課介護支援係
(TEL:3131 FAX:821237)

要介護認定方法は、4月の大規模な見直しの後で検証が行われ、再度10月に見直しがされました。

そこで、4月から9月の間に、新規に要介護認定をされた皆さんは、ご自分の介護度について次の点にご留意ください。

- ▽非該当と認定された人で、実情と一致していないと思われる場合は、再申請を行うことができます。
- ▽認定された要介護度が実情と一致しないと思われる場合は、区分変更申請を行うことができます。
- ※区分変更申請をしても必ず希望どおりの要介護度で認定されることを保証するものではありません。担当のケアマネジャーと相談してください。

三郷地域審議会委員の募集

■地域支援課
(TEL:2165 FAX:2150)

市では、三郷地域審議会委員の欠員に伴い、委員の募集を行います。

- 応募資格** 三郷地域に住所を有するか勤務する20歳以上の人で、平日開催の会議に出席できる人。ただし、次に掲げる人は除きます。
- (1) 国および地方公共団体の議会議員
- (2) 常勤の国家公務員および地方公務員
- (3) 市の附属機関などの委員に3つ以上任命されている人
- 募集人数** 1人
- 任期** 委嘱日〜平成23年3月31日
- 報酬** 会議出席ごとに別に定める額
- 募集期間** 11月18日(水)〜12月11日(金)
- 選考方法** 選考委員会を設置し、

申込書と小論文による書類選考を行います。選考結果は、応募者全員に通知します。

- 申し込み** 三郷総合支所地域支援課に備え付けの申込書(市のホームページからも入手可)に必要な事項を記入のうえ、小論文(800字以内・書式自由)を添えて郵送・持参・Eメールのいずれかで応募してください。応募書類は返却しません。
- 小論文のテーマ** 私は三郷地域の課題をこう考える
- あて先** 三郷総合支所地域支援課
〒399-8101 安曇野市三郷明盛4810番地1
✉misato-sougou@city.azumino.nagano.jp



松本税務署からのお知らせ 電話音声・ファクシミリによるタックスアンサーが終了します

国税庁が税の質問にお答えしている「タックスアンサー」のうち、「電話音声・ファクシミリ」サービスが11月30日で終了となります。なお、インターネット(携帯電話サイトを含む)の「タックスアンサー」は、引き続き充実に努めますので、お気軽にご利用ください。国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)からのご利用が便利です。また、税に関する一般的なご相談は、松本税務署の代表電話(TEL:32-2790)に電話し、音声案内にしたがって「1番」を選択していただくと、国税局の「電話相談センター」につながりますのでご利用ください。

■松本税務署 (TEL:32-2790)

12月の人権週間 「すべての人が 人間らしく生きるために」

■人権尊重課人権尊重係
(TEL:2000 FAX:715000)

12月4日から10日までは「人権週間」です。この「人権週間」は、昭和23年12月10日に国際連合総会で世界人権宣言が採択されたことを記念して行われています。憲法で保障されている自由と権利は、

自分勝手な都合や権利の主張で他人に迷惑を掛けても良いというものではありません。お互いが人間としての尊厳を認め合い、人権を

守り育て、お互いの幸せを求めるために努力することが大切です。私たち一人ひとりが他人の人権を尊重する意識を持ち、身近な差別や偏見について考え、お互いが心と心で触れ合い、人権尊重の輪を広げてすべての人の人権が尊重される社会を実現させましょう。

- 今後の予定**
▽12月1日〜10日「ちがいを愛する県民運動強調週間」
※初日の12月1日(火)午前10時30分〜ベイシア堀金店にて人権擁護委員会による啓発活動

- ▽12月4日〜10日 第61回人権週間
- ▽12月10日〜16日 北朝鮮人権侵害問題啓発週間また、12月は人権特設相談所(無料)が3回開設されますのでお気軽にご利用ください。(24ページ参照)

県産木材で夢のマイホーム 住まいづくり緊急支援事業助成金

■建築住宅課建築景観係
(TEL:3111 FAX:723569)

県では、良質な木造住宅を新築または購入する人に対して助成金を交付します。

- 対象** 県産木材を70%以上使用

する住宅で、省エネルギーや耐久性の向上など一定の基準を満たすこと。

- 助成額** 45万円(先着80件)
- 申込期限** 平成22年2月26日
- ※詳しくは松本地方事務所建築課(TEL:40-1935)または県庁住宅課(TEL:026-235-7339)へお問い合わせください。



人権コラム

ふえきりゅうこう

青少年健全育成と不易流行

元明科町青少年健全育成連絡協議会会長

益子 光磨 (明科中川手)



どこからともなく金木犀の香りがして、ふと探してしまう。気がつけば季節は移りつつあった。自分はそんなに忙しかったのだろうか、立ち止まり周りを見れば、毎日メディアを賑わせる事柄が起きている。そこには普通ではないと思われる人たちが大勢出現してくる。議員・警官・裁判官・弁護士・教員…親までもが、次々と。街を歩けば、直進右折は早い者勝ち、邪魔と見ればクラクションの雨あられ、タクシー代わりの救急車、道路はゴミ箱、図書館の本加筆刻みは天下ごめん…この有様では、「子どもの教育」「心の教育」誰がするの。この人たちが一堂に会したらいったいどうなるの。お互いをどう認識し合うのだろうか。でもちょっと待った。では自分は普通なのだろうか。一見、普通に見えても果たして…。思い起こせば、そんな親の1人として自分を設計し直したく、PTAのOBで「士の会」を立ち上げた。これがきっかけで平成6年「明科町青少年健全育成連絡協議会」へ加入。育連協のさまざまな活動の中で、3つをあげるとすれば、1つ目は地域に身近なフォーラム的な会にすること。会場を学校から交流センターへ変更、開催日を1週間程度とし、意見交換会、茶話会、講演、活動報告、展示、コンサートなどを企画し、地域の皆さんが参加しやすくした。

2つ目は学区・地域のパトロールを行うこと。登下校時・有害自販機のパトロールに加え、犬の散歩・畑仕事をする皆さんに時間を合わせ、声がけをお願いした。

3つ目はホームページを立ち上げること。街の行事、加入32団体や個人の事業計画を携帯やパソコンから連絡、随時書き込み変更でき、閲覧できるようにした。

活動の中から、いつも出てくる意見では、「和やかな家庭」「親が変わりなく見つめていてあげる」「あきらめずに夢を示し元気づけ勇気づけ一緒に生きる」そして『健全育成にとって家庭こそが大切だ』と異口同音に話し合っているのが印象的だった。状況の変化に決して変わらぬもの、変えてゆかねばならぬもの、垣間見た15年間のつれづれ。十五夜草が里に秋を告げている。(10月10日記)